

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成19年法律第32号）第2条第4号に規定する被占領地域流出文化財の輸入に関する承認について

輸入注意事項19第40号（19.11.26）

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により文部科学大臣の確認書の交付を受けてください。

記

- 1 提出書類
被占領地域流出文化財の輸入に関する確認申請書（別紙様式）2通、当該貨物の写真
- 2 提出先
文化庁文化財部伝統文化課
※なお、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律第2条第4号に規定する被占領地域流出文化財に該当するか否かに係る照会については別途実施しておりますので、文化庁文化財部伝統文化課までお問い合わせ下さい。

〔別紙様式〕

被占領地域流出文化財の輸入に関する確認申請書

文部科学大臣 殿

申請者名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
記名押名印 _____
又は署名 _____
役 職 名 _____
申請年月日 _____

※確認番号 _____
※確認年月日 _____

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成19年法律第32号）第2条第4号に規定する被占領地域流出文化財を輸入するに当たり、当該被占領地域流出文化財が、同法第4条第1項の要請に基づき、本邦において一時的に保管すべきものであることを確認された
く申請します。

I 輸入の内容

関税率表の番号	名称	種類又は規格	数量	単価	原産地国	金額
					船積地域及び船積港	
備考						

II その他

所蔵博物館等

所有者

その他の特徴

- 上記のとおり確認する。
- 上記の事実を確認するに至らなかった。

文部科学大臣の記名押印

(裏面)

※通関

関税申請番号及び申請年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認月日及び関税押印